八　合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置

（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6　法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

第十三条第二項第二号中「（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十六条第六項第二号中「（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十二条第一項第六号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第六十九条第一項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　会計監査人の氏名又は名称

第六十九条第一項第五号ロ⑴中「第九十六条第一項第三号のイ」を「第九十六条第一項第三号イ」に改め、同号ホ⑶中「第四十一条第一項第五号」を「第四十一条第一項第五号イからホまで」に改める。

第八十三条第四号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑴中「若しくは監事、」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑵中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑶中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑷中「若しくは監事、」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑸及び⑻中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑽中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第百十条の六第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第百十条の七の二第三号イ、第百十条の九第一項及び第百十条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第百十条の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第百十条の二十三第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

第百十一条第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ　破産手続開始の決定があった場合

第百十一条第一項第五号の二中「第九条の八第二項」の下に「（第十二号の二を除く。）」を、「第九条の九第六項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「業務」を「事業」に改め、同項第六号中「第二十一号までに規定する事業」を「第二十三号までに規定する事業」に、「第九条の八第二項第六号から第二十一号までに掲げる事業」を「同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで（第十二号の二を除く。）及び第九条の九第六項第一号の二に掲げる事業」に改め、同項第六号の三を同項第六号の四とし、同項第六号の二を同項第六号の三とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の三に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

第百十一条第一項第八号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第七号」を「から第七号の二まで」に改め、同項第八号の四中「第五条第一項各号」を「信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号」に改め、同項第十三号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加える。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十九号中「厚生年金基金のうち」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）のうち」に、「厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。第三項第二号ニにおいて「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。第三項第二号ニにおいて「廃止前厚生年金基金令」という。）」に改め、同条第三項第二号ニ中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に改める。